

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成 31 年 2 月 5 日（火）

（案件名）

- ・平成 30 年度地方債計画の改正及び平成 30 年度同意等基準の一部改正について（決裁案件）

自治財政局地方債課

乾管理官（内 2 3 3 9 2）

○ 地方財政法（抄）

（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第五条の三

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

平成30年度地方債計画の第4次改正について

- 地方債計画とは、所要の地方債資金(財政融資資金等)の確保を図ること等を目的に、地方債の発行予定額や資金等について定めるものであり、総務大臣が毎年度策定し、公表。
- 平成30年度国の補正予算(第2号)に追加計上された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業や災害復旧事業等を円滑に実施するため、財政融資資金等の所要額の確保が必要なことから、「平成30年度地方債計画」を改正。

※今年度は、予備費使用の閣議決定(8/3、9/7)及び補正予算(第1号)に伴い、3回改正済

<第1次改正:333億円、第2次改正:218億円、第3次改正:4,155億円>

(参考) 地方財政法(昭和三十二年法律第九号) 抄
 第五条の三

10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

- 国の補正予算(第2号)に伴う地方負担額の増に対応し、8,582億円を追加計上

第三次改正後計画額 121,162億円

→ 第四次改正後計画額 129,744億円(+7.1%)

改正の概要

≪改正額の内訳≫

	(億円)
項目	改正額
一般会計債(A)	7,259
・公共事業等	4,295
・災害復旧事業	572
・学校教育施設等整備事業	731
・一般廃棄物処理事業	656
・一般補助施設整備等事業	721
・その他	284

	(億円)
項目	改正額
公営企業債(B)	1,323
・水道事業	619
・下水道事業	568
・その他	136

合計(A+B)	8,582
---------	-------

≪資金≫

○ 財政融資資金	3,179億円
○ 地方公共団体金融機構資金	693億円
○ 民間等資金(銀行等引受)	4,710億円
計	8,582億円

※補正予算成立後、財務協議を行い、
改正後の地方債計画を告示予定

平成30年度地方債計画

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	21,291	16,443	4,848	29.5
2 公営住宅建設事業	1,150	1,130	20	1.8
3 災害復旧事業	3,595	873	2,722	311.8
4 教育・福祉施設等整備事業	7,691	3,391	4,300	126.8
(1) 学校教育施設等	3,995	1,245	2,750	220.9
(2) 社会福祉施設	551	383	168	43.9
(3) 一般廃棄物処理	1,312	656	656	100.0
(4) 一般補助施設等	1,293	567	726	128.0
(5) 施設（一般財源化分）	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	22,713	21,927	786	3.6
(1) 一般	2,346	2,795	△ 449	△ 16.1
(2) 地域活性化	755	690	65	9.4
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170	37.1
6 辺地及び過疎対策事業	5,114	4,975	139	2.8
(1) 辺地対策	488	475	13	2.7
(2) 過疎対策	4,626	4,500	126	2.8
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	62,699	49,884	12,815	25.7
二 公営企業債				
1 水道事業	6,008	5,043	965	19.1
2 工業用水道事業	267	247	20	8.1
3 交通事業	1,347	1,611	△ 264	△ 16.4
4 電気事業・ガス事業	225	202	23	11.4
5 港湾整備事業	508	509	△ 1	△ 0.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	4,614	△ 792	△ 17.2
7 市場事業・と畜場事業	423	235	188	80.0
8 地域開発事業	745	622	123	19.8
9 下水道事業	12,866	11,904	962	8.1
10 観光その他事業	169	134	35	26.1
計	26,380	25,121	1,259	5.0
合 計	89,079	75,005	14,074	18.8

(単位：億円、%)

項 目		平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債		39,865	40,452	△ 587	△ 1.5
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		(289)	(266)	(23)	(8.6)
総 計		(289)	(266)	(23)	(8.6)
		129,744	116,257	13,487	11.6
内 訳	普通会計分	104,036	91,907	12,129	13.2
	公営企業会計等分	25,708	24,350	1,358	5.6
資金区分					
公 的 資 金		53,120	46,609	6,511	14.0
財 政 融 資 資 金		34,524	28,545	5,979	20.9
地方公共団体金融機構資金		18,596	18,064	532	2.9
(国の予算等貸付金)		(289)	(266)	(23)	(8.6)
民 間 等 資 金		76,624	69,648	6,976	10.0
市 場 公 募		38,200	38,200	0	0.0
銀 行 等 引 受		38,424	31,448	6,976	22.2

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成30年度地方債計画（第4次改正追加額）

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目	平成30年度 第3次改正後 計画額 (A)	今回追加額 (B)	平成30年度 第4次改正後 計画額	増減率 (B)/(A)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,996	4,295	21,291	25.3
2 公営住宅建設事業	1,136	14	1,150	1.2
3 災害復旧事業	3,023	572	3,595	18.9
4 教育・福祉施設等整備事業	5,415	2,276	7,691	42.0
(1) 学校教育施設等	3,264	731	3,995	22.4
(2) 社会福祉施設	383	168	551	43.9
(3) 一般廃棄物処理	656	656	1,312	100.0
(4) 一般補助施設等	572	721	1,293	126.0
(5) 施設（一般財源化分）	540		540	
5 一般単独事業	22,640	73	22,713	0.3
(1) 一般	2,338	8	2,346	0.3
(2) 地域活性化	690	65	755	9.4
(3) 防災対策	871		871	
(4) 地方道路等	3,221		3,221	
(5) 旧合併特例	6,200		6,200	
(6) 緊急防災・減災	5,000		5,000	
(7) 公共施設等適正管理	4,320		4,320	
6 辺地及び過疎対策事業	5,085	29	5,114	0.6
(1) 辺地対策	485	3	488	0.6
(2) 過疎対策	4,600	26	4,626	0.6
7 公共用地先行取得等事業	345		345	
8 行政改革推進	700		700	
9 調整	100		100	
計	55,440	7,259	62,699	13.1
二 公営企業債				
1 水道事業	5,389	619	6,008	11.5
2 工業用水道事業	216	51	267	23.6
3 交通事業	1,327	20	1,347	1.5
4 電気事業・ガス事業	225		225	
5 港湾整備事業	508		508	
6 病院事業・介護サービス事業	3,822		3,822	
7 市場事業・と畜場事業	358	65	423	18.2
8 地域開発事業	745		745	
9 下水道事業	12,298	568	12,866	4.6
10 観光その他事業	169		169	
計	25,057	1,323	26,380	5.3
合計	80,497	8,582	89,079	10.7

(単位：億円、%)

項 目		平成30年度 第3次改正後 計画額 (A)	今回追加額 (B)	平成30年度 第4次改正後 計画額	増減率 (B)/(A)×100
三 臨時財政対策債		39,865		39,865	
四 退職手当債		800		800	
五 国の予算等貸付金債		(289)		(289)	
総 計		(289) 121,162	8,582	(289) 129,744	7.1
内 訳	普通会計分	96,817	7,219	104,036	7.5
	公営企業会計等分	24,345	1,363	25,708	5.6
資金区分					
公 的 資 金		49,248	3,872	53,120	7.9
財 政 融 資 資 金		31,345	3,179	34,524	10.1
地方公共団体金融機構資金		17,903	693	18,596	3.9
(国の予算等貸付金)		(289)		(289)	
民 間 等 資 金		71,914	4,710	76,624	6.5
市 場 公 募		38,200		38,200	
銀 行 等 引 受		33,714	4,710	38,424	14.0

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成30年度地方債同意等基準の一部改正について

○ 平成30年度地方債同意等基準を以下のとおり改正し、告示する。

※ 地方債同意等基準：総務大臣及び都道府県知事の地方債の同意・許可に当たつての基本方針を定めるもの。

(参考) 地方財政法（昭和二十三年法律第九号） 抄
第五条の三

10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

〔改正内容〕

平成30年大阪北部を震源とする地震及び平成30年7月豪雨による被害を踏まえ、以下の事業について、新たに緊急防災・減災事業債による措置を講じるもの。

- ① 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設（公立保育所等）等の防災機能強化（ブロック塀改修等）
- ② デジタル化した防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化

〔告示日（通知日）（予定）〕

2月下旬

平成30年度地方債同意等基準の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第二 協議団体に係る同意基準</p> <p>二 協議に当たったの事業区分</p> <p>1 通常収支分</p> <p>(一) 一般会計債</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 一般単独事業</p> <p>⑥ 緊急防災・減災事業</p> <p>緊急防災・減災事業については、防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等_____を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象とするものとする。</p>	<p>第二 協議団体に係る同意基準</p> <p>二 協議に当たったの事業区分</p> <p>1 通常収支分</p> <p>(一) 一般会計債</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 一般単独事業</p> <p>⑥ 緊急防災・減災事業</p> <p>緊急防災・減災事業については、防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災及び平成28年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象とするものとする。</p>